

山形県個人情報保護審査会答申の概要（答申第1号）

平成19年3月29日
総務部総務課

案 件	中国残留孤児の永住帰国に関する公文書
開示請求	1 請求年月日：平成17年12月9日 2 請求内容：請求人に係る中国からの永住帰国に関する公文書一式
原 決 定	1 決定年月日：平成18年3月14日 2 対象公文書： 「関係者の証言等の提供情報資料等」 「親族等にあてた通信」 「行政機関間で交わした文書等」 3 決定の内容：一部開示決定 4 不開示部分 情報提供者の情報 手紙の代筆者の情報 留守家族の意向等についての市調査員の所見等 5 不開示理由 ・ 開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため (個人情報保護条例第12条第1項第2号該当)
異議申立て	1 申立年月日：平成18年5月9日 2 申立趣旨：一部開示決定処分の取消しを求める。 3 申立理由 開示することにより個人の権利利益がどのように侵害されるのか明らかにせず不開示決定を行うことは、憲法第13条に根拠を有する情報プライバシー権としての個人情報開示請求権を不当に侵害するものである。 個人情報保護法では死者の個人情報を保護の対象としていないので、当該個人が亡くなっていれば開示すべきなのに、条例で保護の対象を拡大解釈し、死者の情報も保護の対象とするのはおかしい。 中国残留孤児に関する資料は、国家賠償請求訴訟にとって極めて重要な資料であるので、たとえ不開示情報に当たるとしても裁量的開示を行うべきである。
答 申	1 結 論：一部不開示とした実施機関の判断は妥当である。 2 判断理由： 開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示情報に該当する。 死者の情報も保護の対象とするのは個人情報保護法の趣旨を逸脱しているとはいえない。 異議申立人の権利利益を保護するために開示する特段の理由は認められず、高度な行政的な判断により裁量的開示を行うまでの場合にはあたらない。
審 査 経 過	平成18年9月21日 個人情報保護審査会に諮問 平成18年12月22日～平成19年2月19日 3回にわたり審査会で審議